

防火管理規程

平成 9年 5月11日 制 定

平成22年 5月23日 一部改定

令和 5年 9月 2日 一部改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道放射線技師会における防火管理の徹底を期し、火災の絶無と火災その他の災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

(諸規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するため防火管理について必要な事項は別に定める場合のほか、この規程の定めるところによるものとする。

第2章 防火管理機構

(委員会の設置)

第3条 防火管理のため防火対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員長は会長、副委員長は各副会長（総務部、広報企画部、学術部）とし、委員は、総務部および広報企画部、学術部とする。総務担当副会長は防火管理者とする。

2 委員長は、委員会の会務を処理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故ある時は、副委員長（防火管理者）が委員長の職務を代理する。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 消防計画及びこの実践の審議。
- (2) 防火管理に関する諸規程の制定。
- (3) 火気設備・消防用設備の改善強化。
- (4) 防火思想の普及及び高揚。
- (5) 防火上の調査、研究及び企画。
- (6) その他防火に関する根本的対策。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、委員長の召集により適時行う。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務局を本会総務部に置く。

(防火管理責任組織)

第8条 火災予防について徹底を期するため、防火管理者のもとに火気取締責任者（以下「取締責任者」という。）及び検査員を置く。

- 2 取締責任者は総務部庶務渉外担当とし、各室の火気を取り締まるものとする。
- 3 検査員は、監事及び事務局専任職員をもってあて、消防用設備・避難設備・その他火気使用施設等について、適正な管理及び機能保持の点検検査をするものとする。

第3章 自主点検

(点検・検査)

第9条 火災予防上の自主点検並びに消防用設備の点検検査基準は（別表1）によるものとする。

- 2 検査員が検査基準により行った結果について、防火管理者はこれを委員会に報告するものとする。
- 3 前項の規定に基づき行った検査において、改善を要する場合は、早急に適切な措置を講ずるものとする。

(防火上の届出事項)

第10条 研修センター内外において、臨時に火気を使用する場合は、防火管理者の許可を得なければならない。

第4章 自衛消防隊

(編成)

第11条 火災発生又は近火により、その恐れがある場合には人的・物的被害を最小限度に止めるための自衛消防隊を組織する。

- 2 自衛消防隊の組織及び事務分担については（別表2）のとおりとする。
- 3 夜間又は、休祝祭日等の緊急連絡については、隣家及び最寄りの派出所に依頼し行うものとする。

(業務)

第12条 副隊長以下、班長及び班員は、それぞれ隊長及び班長を補佐し、被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

(発見通報及び初期消火)

第13条 研修センター内での火災発生、その他非常事態発生の場合においては、発見者は直ちに大声で災害発生の旨を連呼し、通報連絡係員は状況を速やかに掌握し所轄消防署へ緊急通報するとともに非常ベル等の操作を行う。

(避難誘導)

第14条 隊長又は副隊長は、すべての役員及び外来者を建物外に避難させる要ありと判断したときは、直ちに通報連絡係に避難の通報をさせるものとし、避難誘導係は速やかに役員・外来者の状況を掌握し、避難者に動揺を与えないよう又は、混乱を生じさせないように冷静迅速に避難場所へ誘導しなければならない。

(消防署職員への通報)

第15条 避難誘導を完了したときは、速やかに人員を掌握して人命救助の要否、その他消防活動に必要な情報をも含めて消防署職員へ通報するものとする。

(計画書の掲出)

第16条 防火管理者は消防計画に基づく自衛消防隊組織図及び消防用設備等の配置表、その他必要な図表等を作成して適当な箇所に掲示し、常に役員に対し周知徹底をはからねばならない。

(非常持出物品の管理)

第17条 非常持出物品は、隊長の指示があるまで各班長において管理しなければならない。

- 2 各班長は非常持出物品をあらかじめ定めておくものとする。

第5章 消防機関との連絡

(消防機関との連絡)

第18条 防火管理者は、次に掲げる事項について、常に消防機関との連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

- (1) 消防計画の提出。
- (2) 査察の要請。
- (3) 消防訓練実施の際の指導要請。
- (4) 消防関係法令に基づく諸手続きとその実施。
- (5) その他防火管理業務についての必要事項。

附 則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程は、平成9年5月11日から実施する。
- 3 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。
- 4 この規定は、令和5年9月2日に一部改定し同日より施行する。

別表 1

消防施設自主点検検査基準

1. 消防用設備

(イ) 消火器

- 性能・用途・使用方法の表示があるか。
- 使用期限切れのものはないか。
- 必要本数及び正しい位置に置かれているか

(ロ) 火災報知機

- 機能は完全であるか。

2. 避難用設備等

- 非常口はいつでも使用できるか。
- 階段付近に物品が置かれていないか。
- 排煙装置は正常に作動する状態か。

3. 火気使用設備

- 電熱器は所定の場所で使用されているか。
- 機器の構造に問題がないか、又換気に注意がなされているか。
- 使用の際、燃えやすい物がないか。
- 引火性薬品等の保管は適切か。
- タバコの吸殻は所定の場所に捨てられているか。

4. 電気施設及び冷暖房設備

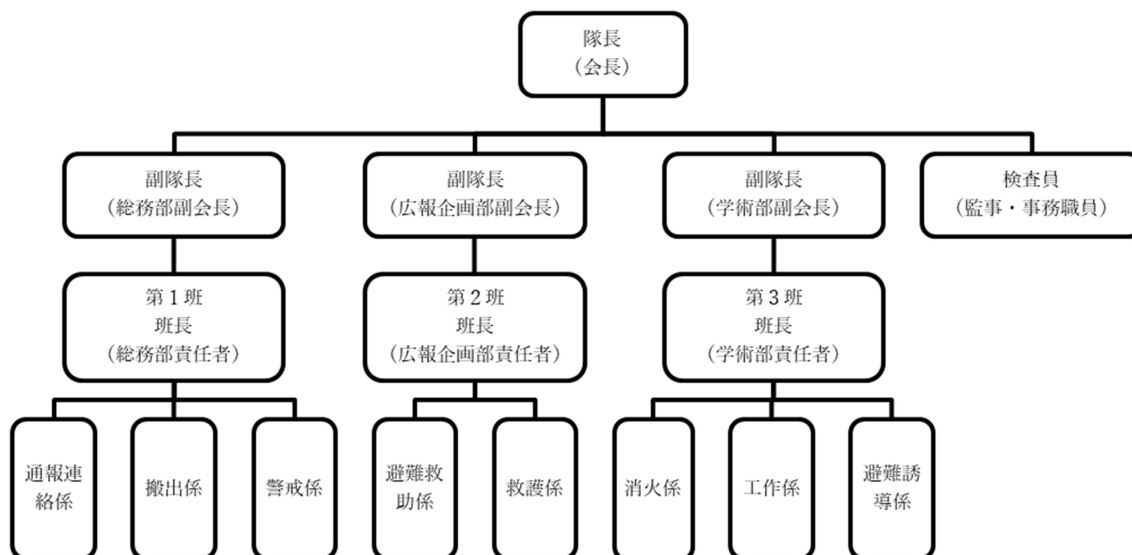
(イ) 電気施設

- スイッチ・ヒューズ・コード・配線器具等 はすべて適切なものを使用しているか。
- コードを延長しタコ足配線をしていないか
- 電気施設に水がかかかったりしていないか。

(ロ) 冷暖房設備

- 機械は正常に作動しているか。

自衛消防組織編成表



※ 各係の任務内容

1. 通報連絡係

- (1) 火災発生を最寄りの消防署に通報及び研修センター内に通報する。
- (2) 関係官公庁等の報告連絡。
- (3) 消防署員到着と同時に誘導。
- (4) 他班との連絡調整。

2. 搬出係

- (1) 重要物件の搬出作業。

3. 警戒係

- (1) 飛び火の状態と報告及び搬出物件等の盗難防止。

4. 避難救助係

- (1) 出火と同時に建物内部の人命探索を行い誘導係に協力し、要救助者のある時はその救助。

5. 救護係

- (1) 負傷者と被救助者の応急救護。

6. 消火係

- (1) 室内の消火器等による初期消火。

7. 工作係

- (1) 消火係の活動を容易にするための各種工作作業。
- (2) 電気の切断、その他危険防止作業。

8. 避難誘導係

- (1) 火災時における避難者の避難箇所への誘導。

防火管理自主点検報告書

		検査項目	検査結果	記事
消防用設備	消火器	性能・用途・使用方法		
		使用期限切れ		
		位置と必要本数		
		火災報知機の機能		
避難用設備		非常口		
		階段付近の状態		
		排煙設備		
火気使用設備		電熱器等の使用場所		
		機器の構造及び換気		
		使用時の付近の状態		
		引火性薬品の保管		
		タバコの吸殻		
電気施設・冷暖房設備	電気設備	スイッチ・コード等配線器具は適切か		
		コンセントスパーク		
		水ぬれ		
	冷暖房	機械の状態		
		その他		

上記の事項について検査しましたので報告します。

令和 年 月 日

防火管理者 様

検査員氏名 _____ 印

避難経路・消火器等消防設備設置図

(社)北海道放射線技術会研修センター平面図

